

# 板橋安心ネット「いたばし SOS カード」規約

## (名 称)

第1条 このカードを、板橋安心ネット「いたばし SOS カード」と称する。

## (目 的)

第2条 このカードの目的は以下の通りとする。

1. カードの所持者が何らかの支援(SOS)を必要としていることを伝える。(障がいがあることで起こしてしまった罪や責任から逃れられるものではない。)
2. 事件や事故などのトラブルに巻き込まれた際に、その人の支援者にいち早く連絡をすることができる。
3. 早期連絡・対処によって、障がいのために適切な主張ができないことによる不利益を受けないようにする。
4. 板橋区内の三警察署(板橋、志村、高島平)の理解と連携の強化をめざし、板橋区福祉部障がいサービス課の協力により発行するため、障がい者の特徴や特性、対応方法についての共通理解が確認できる。

## (機 能)

第3条 このカードの機能は以下の通りとする。

1. 板橋区発行「ヘルプカード」や、東京都発行「ヘルプマーク」に貼り付けて所持することができる。
2. カード登録者の氏名や所属先を、イニシャルや記号にすることで、万一紛失した際に悪用される可能性が低い。

## (利用対象者)

第4条 利用対象者は、知的障がい・発達障がい等がある人とする。

## (カードの取得と解除)

第5条 板橋安心ネットに登録している団体・機関・施設(以下、登録団体等)に在籍している人が取得できる。

2. 登録団体・機関・施設を退所・退会又は卒業すると自動的に利用登録を解除する。  
(団体を退所・退会および学校卒業後は所持者が破棄する。)
3. カード登録者が任意で自由に登録を解除できるものとする。
4. カード登録者が死亡したときは、自動解除とする。

## (費 用)

第6条 カード取得をする際に、カードを利用するものから費用は徴収しない。

## (役 割)

第7条 このカードを運用するにあたり、以下の通り役割を決める。

### 1. 登録団体等の役割

- (1) カードの発行を希望する団体は、当該登録団体の裁量として会員番号を付与し、「板橋安心ネット」に登録し、板橋安心ネット事務局に「いたばし SOS カード発行団体登録申請書」(様式1)を提出する。

- (2) 登録団体等に在籍している人がカードの利用を希望した場合、速やかに対応する。
- (3) SOSカード登録を希望する人が記入する「いたばしSOSカード申込書」(様式2)の管理を行う。  
当該保護者に、登録完了通知書を交付する。
- (4) トラブル等発生時の初期対応に努め、板橋安心ネットおよびその登録団体や関係機関等と連携し問題の解決に向けて協力する。
- (5) 新規で在籍することになった利用者に対して、いたばしSOSカードを案内すること。

## 2. 保護者の役割

- (1) 登録団体等に在籍している人がカードの利用を希望した場合、当該保護者の同意を得ているものとする。
- (2) トラブル等発生時の初期対応に努め、板橋安心ネットおよびその登録団体や関係機関等と連携し問題の解決に向けて協力する。
- (3) 登録団体から登録情報等の確認を求められた際には、それに応じる。

## 3. 板橋安心ネット事務局の役割

- (1) カードの発行を希望する団体から「いたばしSOSカード発行団体登録申請書」(様式1)が提出された際には「いたばしSOSカード発行団体登録通知書」(様式3)を送付する。
- (2) 登録団体等からの申請によりカードを発行し、その情報の管理を行う。
- (3) カードの運用が円滑に行われるように、登録団体等との連絡調整を行う。
- (4) トラブル等が発生した時の連絡調整を行う。
- (5) 毎年度、登録情報の定期確認および定期的利用案内を行う。

## 4. 警察署の役割

- (1) カードの存在を認識し、トラブル解決のための手段として、カード登録者の緊急連絡先に連絡をする。

## 5. 板橋区の役割

- (1) カードの運用が円滑に行われるように支援を行う。

## (個人情報)

### 第8条

個人情報の取り扱いについて以下の通りとする。

- 1. カード登録者の個人情報は、「いたばしSOSカード」以外の目的には使用しない。
- 2. カード登録者本人(またはその家族や支援者)の同意を得ずに、第三者に個人情報を提供・開示しない。
- 3. 個人情報は、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令の社会規範を遵守する。

(事務局)

第9条 このカードに関する問い合わせ、連絡先として事務局を設置し、以下の通りとする。

板橋安心ネット事務局

社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会

板橋区板橋二丁目 65 番 6 号 板橋区情報処理センター 4階

電話：03-3964-2222 FAX：03-3964-1176

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほかにカードの運用に必要な事項は、板橋安心ネットと板橋区が協議して決定する。

付 則 この規約は平成20年3月1日から施行する。

この規約の一部変更は平成24年4月1日から施行する。

この規約の一部変更は平成25年4月1日から施行する。

この規約の一部変更は平成26年4月1日から施行する。

この規約の一部変更は令和4年4月1日から施行する。